

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 2 月 5 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(香芝市表彰条例の一部改正)

第 1 条 香芝市表彰条例（平成 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「次に該当する」を「拘禁刑以上の刑に処せられた」に改め、
同条第 1 号を削る。

(香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 2 条 香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項及び第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 5 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(香芝市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 4 条 香芝市職員の退職手当に関する条例（平成 3 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 1 7 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 1 8 条第 1 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 2 0 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(香芝市消防団条例の一部改正)

第 5 条 香芝市消防団条例（平成 1 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(香芝市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正)

第 6 条 香芝市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例（昭和 3 9 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の香芝市の一般職の職員の給与に関する条例第15条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(香芝市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の香芝市職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第20条第4項並びに香芝市職員

の退職手当に関する条例第20条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。